

音更町中小企業退職金共済掛金助成要綱

昭和49年5月29日

(目的)

第1条 この要綱は、町内に事業所を有する中小企業の従業員の福祉向上と雇用の安定を図り、あわせて中小企業の振興に資するため、中小企業退職金共済法（以下「法」という。）に基づいて、独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部（以下「事業本部」という。）と退職金共済契約を締結する中小企業者（以下「共済契約者」という。）に対して、共済掛金の一部を助成することにより退職金共済制度への加入の促進を図り、もって中小企業従業員の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱で「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業をいう。

2 「共済契約」とは事業主が事業本部に掛金を納付することを約し、事業本部がその事業主の雇用する従業員の退職について、法の定めるところにより、退職金を支給することを約する契約をいう。

(助成対象者)

第3条 中小企業退職金共済掛金助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する共済契約者とする。

- (1) 音更町内に事業所を有すること。
- (2) 町税を滞納していないこと。
- (3) 退職金共済契約を遵守していること。

(助成の基準)

第4条 退職金共済契約を締結している従業員1人につき、1箇月の掛金（月額5千円を限度とする。）に100分の20を乗じて得た額を36箇月を限度として助成する。

(助成金の交付)

第5条 助成金の交付は、毎年1月から12月までに支払った掛金に対して、予算の範囲内で年1回行う。

(申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする共済契約者は、交付申請書（別記様式）を毎年1月末日までに町長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第7条 町長は、共済契約者が偽りその他不正の行為により助成金の交付を受け、又は受けようとしたときは、助成金の交付を取消し、既に交付した助成金の全部又は一部について返還を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、昭和49年4月1日以後に締結された退職金共済契約に係る助成金から適用する。

附 則 (平成元年5月20日告示第34号)

この要綱は、告示の日から施行し、昭和64年1月1日以後に締結された退職金共済契約に係る助成金から適用する。

附 則 (平成3年11月30日告示第92号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成3年12月1日以後に締結された退職金共済契約に係る助成金から適用する。

附 則 (平成7年12月18日告示第100号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成7年12月1日以後に締結された退職金共済契約に係る助成金から適用する。

附 則 (平成13年4月1日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年1月29日告示第15号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成17年12月27日告示第142号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の音更町中小企業退職金共済掛金助成要綱の規定は、平成18年1月1日以後に締結した退職金共済契約に係る助成から適用し、同日前に締結した退職金共済契約に係る助成については、なお従前の例による。